

ANAウイングス株式会社所属ボーイング式737-800型
JA88ANの航空重大インシデント調査について
(経過報告)

令和7年5月29日
運輸安全委員会（航空部会）

運輸安全委員会は、令和6年6月22日、和歌山県日高郡みなべ町付近上空においてANAウイングス株式会社所属ボーイング式737-800型JA88ANが降下中に航空機内の気圧が異常に低下した航空重大インシデントについて、令和6年6月から原因を究明するための調査を進めてきたところであるが、これまでの調査で得られた情報を基に、更に分析を進めるとともに、原因関係者からの意見聴取及び関係国への意見照会を行う必要がある。このため、本調査については、本航空重大インシデントが発生した日から1年以内に調査を終えることが困難であると見込まれる状況にあることから、運輸安全委員会設置法第25条第4項の規定に基づき、以下のとおり本調査の経過を報告する。

なお、本経過報告の内容については、今後、新たな情報の入手等により、修正されることがあり得る。

また、本調査は、本航空重大インシデントに関し、運輸安全委員会設置法及び国際民間航空条約第13附属書に従い、航空重大インシデントの原因を究明し、航空事故等の防止に寄与することを目的として行うものであり、本事案の責任を問うために行うものではない。

1. 航空重大インシデントの概要

ANAウイングス株式会社所属ボーイング式737-800型JA88ANは、令和6年6月22日（土）、長崎空港を離陸し、中部国際空港に向けて降下中、和歌山県日高郡みなべ町付近上空において航空機内の気圧が異常に低下し、乗客3名が負傷した。



図1 同機

2. 調査の概要

本件は、航空法施行規則（昭27運輸省令56）第166条の4第12号の「航空機内の気圧の異常な低下」に該当し、航空重大インシデントとして取り扱われることとなったものである。

運輸安全委員会は、令和6年6月26日、航空重大インシデント発生の通報を受け、本航空重大インシデントの調査を担当する主管調査官ほか1名の航空事故調査官を指名した。現時点までに関係者からの口述聴取、飛行記録装置等の記録の解析、気象に関する情報収集、機体及び関連装備品の損傷確認及び機能の調査等を実施した。

本調査には、航空重大インシデント機の設計・製造国であるアメリカ合衆国及び関連装備品の設計・製造国であるドイツ連邦共和国の代表及び顧問が参加している。

3. 判明している主な事実情報

(1) 飛行の経過

同機は、機長ほか乗務員5名、乗客98名、計104名が搭乗し、同社の定期372便として、令和6年6月22日09時48分ごろ、中部国際空港に向けて長崎空港を離陸した。10時23分ごろ、同機は巡航高度約31,000ft（約9,400m）から降下を開始した。

10時27分ごろ、高度27,000ft（約8,200m）付近を降下中に、客室与圧系統の自動制御に不具合が発生したため、機長と副操縦士は、Quick Reference Handbook（QRH）の手順に従い、与圧モードセレクターを自動から手動に切り替え、客室気圧の調整を行った。

10時30分ごろ、和歌山県日高郡みなべ町付近上空、高度約25,000ft（約7,600m）で、航空機内の気圧が異常に低下し、客室高度が高すぎることを示す客室高度警報が作動したため、機長と副操縦士は、酸素マスクを着用するとともに、客室酸素マスクを落下させる操作を行った。

その後、機長と副操縦士は、同機の高度を10,000ft（約3,000m）まで降下させ、10時57分ごろ、中部国際空港に通常着陸し、乗員と乗客は全員降機した。

(2) 負傷者

客室乗務員4名と乗客14名が体調不良を訴え、そのうちの乗客3名が受診した医療機関で軽傷と診断された。

(3) 航空機の損壊

なし

(4) 気象

本航空重大インシデント発生当時、飛行経路中に若干の雲はあったものの、乱気流への遭遇はなかった。

4. 今後の調査

本航空重大インシデントの原因の究明及び事故等の再発防止策の検討のため、これまでの調査で得られた情報を基に、関連装備品の状態や、運航乗務員による操作の状況など、更なる分析のほか、原因関係者からの意見聴取及び関係国への意見照会を行う必要がある。

当委員会は、これまでの調査、分析等によって得られた結果を踏まえて、引き続き本航空重大インシデントの原因等の調査を進める。